

平成
27年度

中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成27年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

1. 中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小企業等への外形拡大の阻止

- 今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小企業等については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。
- 平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

2. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

- 平成29年4月に予定されている消費税率の再引き上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

3. 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

- 相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや組合員の債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することによって、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限を2年延長する。

4. 研究開発税制の強化・重点化

- 企業のオープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究開発)を促進し、企業(大・中堅・中小・ベンチャー企業)・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業等の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

5. 所得拡大促進税制

- 平成29年4月の消費税率の再引き上げに向けて、経済の好循環を定着させていくため、平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。

6. 事業承継税制の拡充

- 経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

7. 課税ベース拡大:受取配当益金不算入制度の縮減

- 受取配当益金不算入制度^{*}について、現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合は20%、1/3以下の場合は50%、それぞれ益金不算入となる。
- 一方、1/3以下の株式から配当についての負債利子控除を廃止することで、企業の負担を軽減。
※法人が内国法人から配当を受けた場合、その全部又は一部の金額を、税法上益金に参入せず、その法人の税負担を緩和する制度。

◎詳しくは、中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。